

## 移行定着支援事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、平成23年1月7日付け障発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「平成22年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策臨時特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、移行定着支援事業（以下「本事業」という。）の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表4(3)移行定着支援事業の実施にあたり、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2 目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるために実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県とする。

### 第4 本事業の内容等

#### 1 本事業の内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り助成を行う。

- (1) 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。
- (2) 移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるための経過的な施策に必要な費用。

#### 2 補助対象経費

「交付要綱」別表4で定める人件費等の費用を対象とする。

#### 3 補助対象事業者

補助対象事業者は、平成21年度から平成23年度までに新体系サービスに移行した小規模作業所等とする。

#### 4 補助基準額

「交付要綱」別表4に定める補助基準額を限度とする。

## 第5 補助金の交付方法

- 1 補助金の交付方法は、概算払いとする。
- 2 県は本事業の進捗状況を把握するため、必要な報告を求めることができる。

## 第6 提出書類

- 1 本事業による補助を受けようとする事業者は、申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、交付申請を行うものとする。

移行定着支援事業計画書（別紙1）

- 2 前項の交付申請を行った事業者は、実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、事業完了後30日以内に実績報告を行うものとする。

移行定着支援事業実績報告書（別紙2）

### 附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。